

大阪市告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月7日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年6月21日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目8番先	石
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目1番先	柵（置き看板）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目1番先	柵（置き看板）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目1番先	台（置き看板）

（建設局総務部管理課）